

## 議案第1号 都市行財政制度について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第12次地方分権一括法)に基づき、基礎自治体への権限移譲がさらに進み、今後も「提案募集方式」による地方の発意に根ざした改革が進められるが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 地方版総合戦略を着実に実行するため、デジタル田園都市国家構想交付金については、自治体の実情に応じた自由度が高く、使いやすい制度とするとともに、地方の創意工夫・意見が十分に発揮されるよう必要かつ安定的な財源を確保すること。
3. 地方財政の運営に支障が生じないよう次の措置を講じること。
  - (1) エネルギー価格・資源高騰をはじめとした物価の上昇に伴う行政コストの増大等に対する適切な財政措置の実施に加え、国と地方の事務配分を踏まえ、国から地方への更なる税源移譲と地域間の税源の偏在性の是正に努め、地方一般財源の充実確保を図ること。また、自治体の光熱費高騰対策に充当可能とするなど、地方創生臨時交付金の拡充を行うこと。
  - (2) 地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費などの財政需要を的確に反映させるなど、地方財政計画の適正化を図った上で、地域社会に必要な行政サービスを提供するための地方固有の財源として、全ての自治体が安定的な財政運営を行えるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、地方交付税総額の安定確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
4. 災害拠点病院・第2種感染症指定医療機関等として持続可能な医療提供機能を十分発揮できる新病院の建設に伴う財政支援の更なる拡充を図ること。
5. ゴルフ場利用税(交付金)は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから現行制度を存続・堅持すること。
6. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、税額控除特例措置の適用期間の延長を図ること。
7. 社会保障・税番号制度の確実な運用のため情報提供ネットワークシステムの継続的なセキュリティの確保など厳格な個人情報保護対策を講じるとともに、システム改修等の経費を含め必要な財政措置を講じること。また、個人番号カード(マイナンバーカード)の安全性・利便性向上等、確実な普及に向けた周知を行うとともに、普及と利活用の促進に係る体制構築及び十分な財政措置を講じること。特に、令和5年度以降はカードの更新等の事務が増大することから、安全性を確保した上で、来庁前提の手続きの見直しなど効率化を図ること。
8. 地域経済循環創造事業交付金の地方負担について、平成27年度までと同様に国における100%の支援と補助額の上限を増額すること。
9. 地域手当については、国の支給基準が各地域の実情を必ずしも踏まえられていないことをはじめ同手当の支給格差が給与の差となり、非支給地においては、職員の新規採用における優秀な人材の確保や入職後の人材の流出に影響があることが否めず、自治体運営・地方創生を推進する上でも大きな課題となっている。一方、介護保険や保育所の公定価格等では、囲まれルールにより地域単価

の均衡が図られているにもかかわらず、地域手当の支給率において依然格差が生じていることが地域の格差と捉えられることとなっている。

現行の地域手当の制度は東京一極集中から脱却し地方創生を推進しようとする国の方針に逆行する制度であると考えられるため、生活圈や経済圏などの地域の結びつきの度合いや一体性等を考慮した、より広域な枠組みで同率の支給率とするなど、各地域の実情を十分に分析し、支給率の見直し、囲まれルールの適用について早急に実施するとともに、10年ごととされている見直しの期間を短縮すること。

10. 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」について、対象事業に放課後児童健全育成事業を行う施設を追加すること。
11. 庁舎建設に係る地方債について、公共施設等適正管理推進事業債に令和2年度まで用意されていた市町村役場機能緊急保全事業債と同様の措置を講じるなど、より充実した地方債制度を確立すること。
12. 個人番号カードの電子証明書について、有効期間を個人番号カードと同一期間とすること。不可能な場合は、電子証明書の更新や暗証番号の再設定等に際し、窓口の混雑等により混乱を来さないようオンライン化等来庁不要での手続きとすること。また、個人番号カードの更新についても来庁不要で全ての手続きが完了できるようにすること。さらに、カードの追記欄について余白増補等の運用改善を図ること。加えて、カード交付円滑化計画期間（令和4年度末）終了後も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。
13. 国のリーダーシップの下、「自治体DX推進計画」に基づき、検討されているデジタル化、ワンストップ、ワンズオンリー施策及びセキュリティ対策等について具体的な内容を提示した上で、必要な財政措置等、適切な支援策を講じること。また、自治体情報システムの標準化に当たりガバメントクラウドへの移行に必要な準備経費（標準化に係る経費含む。）、システム移行経費の補助対象に、移行完了までに必要な全ての経費を含め、市町村の負担が生じないよう財政措置を講じるとともに、各自治体の実情に合わせた柔軟なアドオン機能の実装、令和7年度末までとなっている移行期限についての柔軟な対応など、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。加えて都市自治体が円滑に移行できるよう情報提供を行い、現在のスケジュールについても見直しを図ること。
14. 令和4年度実施の給付金事業については、マイナンバーカードとの公金受取口座の紐付け登録を開始したにもかかわらず、給付方法が依然アナログ型であり、迅速な給付が困難な上、市町村の事務負担が大きいことから、個人番号等を利用した迅速なデジタル給付を実現するため、公金受取口座の利用等を拡大し、早急に関係法令等の改正も含めた基盤整備を行うこと。
15. 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、財政力の弱い市町村が実情に応じて継続的なDXに取り組んでいけるよう、① 国の施策方針や支援策について余裕を持ったスケジュールで分かりやすい形での情報提供、② 恒久的で十分な財政措置、③ 自治体職員の知識、能力、経験の向上につながる人材育成での支援、④ 地域デジタル社会推進費の普通交付税措置の延長、⑤ 地域デジタル化に伴うデジタルデバイド対策、⑥ 情報システム共同利用に向けた支援 を講じること。
16. 地方債同意等基準運用要綱（一般廃棄物処理事業債）の改正により、50%以上売電を行っているごみ焼却発電等熱利用施設には交付税措置されないこととなったが、環境負荷軽減や災害時等の電力確保に貢献する施設であり、国の掲げる「ゼロカーボン」施策や昨今のエネルギー価格高騰への

対応に逆行する取組であることから、発電量に占める割合に関係なく全ての施設が対象となるよう、要綱の見直しを図ること。

## 議案第2号 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

1. 医療保険制度の改革に当たっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において全ての国民を対象とする制度への一本化を図ること。

また、国民健康保険の都道府県単位化により国保の財政運営の仕組みが変わったことに伴い保険料負担が上昇する場合における激変緩和措置についても、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、団塊の世代が後期高齢者へ移行し始めた事などに起因する事業費納付金の増加に対応可能な安定財源の確保を図ること。さらに各市町村の被保険者数や所得が推計値と大きく乖離する等、市町村の責めに帰さず財源不足が生じる場合、国及び都道府県の責任で財政措置を講じること。

2. 国民健康保険制度の新たな制度下において次の措置を講じること。

- (1) 制度改正に伴うシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。また、デジタル庁により検討が進められている地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への移行・導入については、既に国保事務の標準としてある市町村事務処理標準システムからの移行団体によらず、全ての市町村を平等に支援することとし、システム移行の十分な検討期間を設け財政措置を図ること。さらに、医療分野におけるDX推進の柱である国保総合システムの次期更改及び運用に係る経費については、市町村や被保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う療養給付費等国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。
- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、軽減割合及び対象年齢を拡充し、国の責任において必要な財政措置を講じ、もしくは同均等割保険料を廃止すること。
- (4) 保険基盤安定制度の更なる充実・強化を図るなど中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。
- (5) 特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に見直すとともに、市町村が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えること。
- (6) 国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、国保財政安定化支援事業を恒久化し、拡充するよう必要な財源を措置すること。
- (7) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、引き続き国費3,400億円の追加投入を確実に継続するとともに、保険者に過度の負担が生じないよう保険者の意見を十分聴取すること。また、医療費の増加に対応できるよう、定率負担金等、新たな公費の投入など国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。さらに、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。
- (8) 保険者努力支援制度について、保険料収納率向上の取組の実施状況に係る達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直すこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式を止めること。
- (9) 市町村の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げ及び算定方法の見直しなどの財政基盤の拡充・強化について、実効性のある措置を講じること。さらに、国民健康保険法に負担割合が明示されている府県支出金について、国の責任において負担割合を引き上げること。
- (10) 療養費(柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう)の不正請求防止対策を講じるとともに、資格取得の厳格化を図ること。

(11) オンライン資格確認システム導入後の診療報酬改定に伴い、被保険者医療費の負担増が生じないように診療報酬の公平性の確保を図ること。

3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

(1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、被保険者の負担増にならないよう、定率国庫負担割合の引上げ及び財政安定化基金を活用できる仕組みの恒久化など、保険料の上昇を抑制する措置を講じるとともに引き続き国の責任において財政措置を講じること。

(2) 後期高齢者医療制度について、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、クラウド化を含む国主導による後期標準システムの機器更改にかかる費用、運用による利用料及び制度改正に伴う市町村システム改修等に要する費用に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 後期高齢者医療制度において、窓口負担割合の1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置について、施行後3年間で段階的な縮小措置を講じること。

(4) 後期高齢者医療保険料の特別徴収について、年齢到達月から開始されるよう見直すこと。

4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行うため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。

(1) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財政措置を講じること。また、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。さらに、第1号被保険者の保険料の負担割合の見直しを図ること。

(2) 介護保険制度における第1号被保険者の保険料や高額介護サービス費の算定方法については、世帯概念を用いている方式を改め、本人の所得のみを基準とした方式に改めること。また、補足給付に関する資産要件については、より簡素で公平性が担保できるよう制度の見直しを図ること。

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、より多くの事業者が参入しやすい環境を整え、普及促進を図るとともに、地域の実情に応じた介護報酬単価の見直しを行うこと。

(4) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場における慢性的な人材不足の改善のため、介護支援専門員を含む介護従事者のさらなる処遇改善等、抜本的な人材不足対策を恒久的な制度として構築し、国において必要な財源を確保すること。また、山村振興地域等における介護職員確保のための補助金の新設等を図ること。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の普及に伴い自治体の財政や事務の負担が増大しており、国の責任において負担軽減に向けた措置を講じるとともに、地域支援事業の実施に係る上限額を撤廃し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。また、介護用品支援事業について継続して地域支援事業の対象とすること。

(6) 介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素で明快な報酬体系を構築し、自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した適切な報酬の評価・設定を行うこと。併せて、保険料や利用者負担等に影響を及ぼす突発的な介護報酬改定を行わないこと。

(7) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。なお、システム改修の支援については、事業費の実額を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。また、次期制度改正に当たっては、自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組む等、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。加えて、被保険者の負担と給付のバランスに大きく影響することから、拙速な結論は避け、慎重を期すこと。

(8) 入所系施設の充足度の高い市町村(保険者)の介護保険料上昇の是正措置を行うこと。また、在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅の増加に伴い、その所在自治体の負担が増大しないよう、これらについても住所地特例を適用すること。

(9) 介護給付費負担金25% (施設等分は20%) とし、別枠で調整交付金 (5%) の財源を確保するこ



と。

- (10) 介護保険法施行令第40条を改正し、介護保険料特別徴収の対象となる年金に老齢厚生年金を追加すること。
- (11) 介護保険法施行規則第170条を改正し、介護保険の適用除外対象者に長期入院患者で退院の見込みがないと医師が判断したものを追加すること。
- (12) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金については、中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう、適切な措置を講じること。
- (13) 人工透析を要する要介護高齢者の特別養護老人ホームへの受入促進に伴う介護報酬の見直しを図ること。

5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間、円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において財源を確保すること。

また、次の項目については、特段の措置を講じること。

- (1) おたふくかぜワクチン・帯状疱疹ワクチンを定期接種として位置付けるとともに、その実現までの間、経済的負担軽減のための補助制度の創設と安全性の高いワクチンの安定供給を図ること。加えて、速やかな定期接種化が困難な場合は、国庫負担による任意接種に対する公費負担制度を創設すること。また、65歳以上の季節性インフルエンザの予防接種の年齢対象を年度管理に見直すこと。
- (2) 住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、委託単価算出のための指針を示すこと。
- (3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置づけること。
- (4) 新型インフルエンザ等感染症が発生した場合は、都道府県・市町村への迅速な情報提供や調整を行った上で、国民に対し適切な情報を速やかに提供・啓発すること。また、今般の新型コロナウイルス感染拡大による医療逼迫等の現状を踏まえ、国の主導により感染症に係る医療とあわせて、通常医療、特に救急医療の体制整備、検査体制の確保に務めるとともに、感染症対応にあたる保健所の体制強化を図ること。さらに、感染症に対応する医療従事者等が安心して治療等に従事できるよう、国の責任において、輸入ワクチン・治療薬の確保に加え、国産のワクチン・治療薬の開発を行う大学や研究機関、メーカー等への支援を拡大するほか、新型コロナウイルスワクチンの安定した生産と一般流通の整備を早急に図ること。
- (5) HPVワクチン接種の積極的勧奨再開に伴うキャッチアップ接種に要する費用について国による財政支援を講じること。

6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置と未受診者の解消及び産後の健康管理費等も含む検査内容の拡大を図るとともに、産後ケア事業等の制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症に係る検査、治療の保険適用や補助制度について十分な公的支援措置を整備すること。

7. がん対策の一層の充実を図り早世予防につなげるため、がん検診推進事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じると同時に様式の統一化等デジタル化を図ること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など、受診率向上の体制整備の充実に向けて財政措置を講じること。併せて、精密検査結果の医療機関からのフィードバックについて、文書料を一律無料とすること。さらに、職場等でのがん検診の受診歴を自治体で把握できる仕組みを構築すること。

8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について、高校生世代の18歳までを対象とした現物給付方式による、無料化を含む全国一律の助成制度を創設すること。

9. 国内の均衡ある医療提供体制の確保等について、次の措置を講じること。

- (1) 小児科医及び産科医不足が深刻化し、とりわけ発達障害や思春期特有の精神疾患を診療できる小児発達・小児精神の専門医が不足していることから、医師を適正配置する仕組みを国の責務として構築するとともに、地域における医師不足・偏在性を解消するため、現在の臨時定員枠の措置を継続すること。医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことのないよう地域の医療提供体制を確保すること。医師確保が困難な地域に対しては、都道府県域を超えた需給調整システムや医師派遣体制等も含め、地域の実情を考慮した実効ある施策を緊急に展開すること。
  - (2) 医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保に係る財政支援、及び労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。
  - (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院での救急体制等を整備するための医師の確保と医療体制充実に向けた財政措置を講じること。
  - (4) 自治体が行っている公的病院への助成に関する特別交付税措置について、特別交付税ではなく、安定した財政支援制度を創設すること。
  - (5) 地域医療構想における医療機関等の再編統合については、地域医療構想調整会議で構想区域の実情を踏まえた活発な議論による合意形成が図られるよう柔軟に対応すること。
  - (6) 休日の公立一次応急診療体制維持のため、補助金の創設等による財政支援を講じること。
10. 地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合員資格の適用範囲が拡大されたが、要件を満たす者について、共済組合か以前から加入している健康保険か、いずれかの加入を選択できるように改正すること。

## 議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。

- (1) 児童手当について、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担し、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する制度を継続するとともに、自治体の裁量で申出がなくても徴収できる制度を構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
- (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うとともに、受給者からの申し出による辞退が認められるよう法改正を図ること。
- (3) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所、認定こども園及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じるとともに、民間保育所、認定こども園の保育士等の処遇改善のため、更なる施策の充実を図ること。また、乳幼児保育の一層の充実を図るため保育士の配置基準を適切に見直すこと。児童養護施設等については、「新しい社会的養育ビジョン」に掲げられた、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の機能転換又は小規模かつ地域分散化のために必要な職員数を配置できるよう、措置費体系の抜本的な見直しを行うとともに、施設の多機能化・機能転換のための職員の確保・定着・育成の施策を講じること。
- (4) 学校現場における深刻な教職員不足の状況は、令和3年度に文部科学省が初めて実施した調査により全国的な課題であることが明らかとなった。令和4年度当初においても、多くの学校で、配置される予定の教職員数に欠員が発生している。このようなかつてない教職員不足の危機的状況を一刻も早く回避し、日本国憲法で謳われている「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を子どもたちに保障するため、教職員確保につながる、以下を含むあらゆる対応を緊急的かつ総合的に措置すること。

ア 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善加配の一部については、平成29年度から基礎定数化され、計画的な配置が可能になる一方、少子化の影響も受けやすいため、教職員の配置について一層の措置を講じるとともに、その実現のために必要な教員と教室の確保を図ること。

特に、通級の基礎定数については、当年度の5月1日時点の児童生徒数によることとされているが、通級指導教室への入級の多くが5月以降となっている実態を踏まえ、10月1日時点の基礎定数も算出し、その定数差分を当年度の基礎定数として算入・精算できる等、入級が必要な児童生徒の実態に応じた教員配置が可能となる措置を講じること。

イ 義務標準法改正により小学校における学級編制の標準が令和3年度から5年かけて35人に引き下げられるが、中学校においても早期に「35人学級」を実現し、中学校も含め30人学級の実現に向けて基礎定数の改善を図ること。併せて、児童生徒の学力課題や複雑化するいじめ、不登校への対応など、よりきめ細かな対応ができるよう、少子化による複式学級の設置等、学校や地域の実情に応じて加配教員や専科教員の配置についても更なる改善を図ること。特に小学校専科指導加配定数のうち、英語専科指導や令和4年度から加配配置された小学校における教科担任制推進分については、その資格要件として中学校・高等学校教員免許状の所持や、一定数以上の授業時数を受け持つことが必要とされており、人事配置が困難となっていることから、これらの配置に係る資格要件を緩和すること。

ウ 幼稚園、小・中学校における特別支援教育の充実のため特別支援教育支援員の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を図ること。

エ LD、ADHD等に対するソーシャルスキルや学習を保障するための通級指導担当教員の増員及び教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の更なる予算確保や補助率の拡大等を図ること。また、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケアを要する児童生徒を支援する看護師の適正な配置基準を設けるとともに、不足している人材確保のための体制整備を図ること。



- オ 加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を図ること。
- カ 小学校英語の教科化や主体的・対話的で深い学びの実現等の授業改善、学習指導要領の趣旨の実現に向けた対応に加え、貧困による教育格差の解消など、喫緊の課題に対応するため、教職員の配置及びALT増員への財政支援を含め一層の措置を講じること。また、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)以外のALT(NON-JET)を雇用した場合でも財政措置を講じること。
- キ 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実と長時間勤務の是正を含めた教職員の「働き方改革」を進めるため、少人数学級の推進をはじめ抜本的な教職員定数の改善を図るとともに、「校務支援システム」の維持管理経費や新学習指導要領に対応したシステムの構築及びグループウェアの導入経費等に必要な助成制度の新設等、財政支援の拡充及びクラウド型校務支援システムの導入を図ること。
- ク 特別支援学級の児童・生徒の定数8人について、個々の特性や異学年にわたる指導の複雑化等を踏まえた教職員定数の改善を図ること。
- ケ 多様化、複雑化、低年齢化の進む不登校児童生徒への福祉との連携、心のケアなどの充実を図るため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの支援体制の充実を図ること。
- コ コミュニティ・スクールの要である地域学校協働活動推進員を継続的に配置し、地域と連携した教育活動を充実させるため、子どものための地域連携事業費補助金の継続及び充実を図ること。
- サ 誰一人取り残さないきめ細やかな指導と学習環境を実現するとともに、学習指導員及びスクールサポートスタッフについて市町村の負担が生じないよう財政措置を講じ、全校に確実に配置すること。
- (5) 子ども・子育て支援新制度における、認定こども園・保育所への施設整備費や物価高騰に対応できる施設運営費に対して十分な措置を講じるとともに、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び財政措置を講じること。加えて基準額の増額及び交付対象となる事業の拡大に努めること。また、公立認定こども園、公立保育所の耐震化などの施設改修等について交付税措置の引上げや施設整備補助金の創設を図ること。さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するとともに、近年増加している発達障害など支援の必要な児童に対し、集団の中で適切な保育を提供するために必要な加配職員の配置について、引き続き必要な財政措置等を講じること。
- (6) 児童生徒1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を包含したGIGAスクール構想を受け、ICT環境の飛躍的な充実等のために以下の措置を講じること。
- ア 端末整備完了後における機器の保守管理や通信に係る費用、端末更新時の費用、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理に係る費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。また、デジタル教育コンテンツの導入が不可欠であるため、学習ソフトウェアの整備について適切な財政措置を講じること。
- イ 校内・校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用並びに通信費について補助対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- ウ 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェア使用料及び周辺機器購入費用、一定数の予備端末購入費用等についても補助対象とすること。また、学習者用デジタル教科書の本格導入にあたっては、現在使用している紙の教科書と同様に無償とすること。併せて、ICT支援員の1校1人配置を含む増員や、GIGAスクール運営支援センターの充実等、日常的にICTを活用できる体制づくりの推進及び管理体制の充実に向けた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- エ 1人1台端末の積極的な利活用として端末の持帰りによる家庭学習等を進める中で、インターネット環境の整備等が困難な家庭への通信費等の支援策を講じること。
- (7) 幼児教育・保育の無償化について、次の措置を講じること。

- ア 確実かつ安定的な運用に向けて国において必要な財源を確保し、市町村の負担軽減を図るとともに、0歳～2歳児においても、住民税非課税世帯に限らず全世帯を無償化の対象とするよう制度の拡充を図ること。
- イ 無償化の影響により保育需要が著しく増加していることから、令和3年度から4年間を計画期間とする「新子育て安心プラン」の取組を確実に推進するとともに、施設整備をはじめ、保育人材の養成と確保や幼児教育・保育のさらなる質の向上策について、国の責任として早急かつ恒久的な措置を講じつつ、給付対象施設等の確認、支給対象者の認定や給付事務など、市町村の事務負担が増加しており、無理のない実務運用ができるよう、制度を見直すこと。
- ウ 認可外保育施設及び1・2号認定児に係る給食費についても、所得に関わらず無償化の対象とすること。
- エ 公立保育所等が地域で果たしている役割を踏まえ、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくため、私立認可保育所同様（公立保育所等における保育環境整備含む）、公立保育所等に対し直接的な財政支援を行うこと。また、長期的な保育ニーズの変化（減少）への対応として、保育所・幼稚園から認定こども園への移行や、保育所等の新設だけでなく既存施設の有効活用などの取り組み、さらには保育従事者自身の仕事と家庭の両立支援や、仕事を続けやすい環境の整備、保育人材の確保と定着化に向けて、処遇改善の充実を図るとともに、配置基準の抜本的な見直しや低年齢児保育・障がい児保育の加配への財政支援、公定価格の見直し、スキルアップ研修等の充実、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する安全対策・衛生管理に必要な財政支援を継続して行うこと。
- (8) 児童虐待防止対策における市町村の役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、対応体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職配置に係る財政措置や担い手確保の取組の推進、研修機会の拡充など、総合的な支援措置の充実を図ること。また、児童相談所と市町村、学校、保育所、警察、医療機関等の連携の重要性に鑑み、関係省庁が協力して各機関の理解促進と市町村との緊密な連携が図られるよう必要な措置を講じること。さらに、支援対象児童等見守り強化事業の全額補助制度を継続すること。
- (9) 中核市及び特別区における児童相談所の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講じること。
- (10) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の設置届出を認可と同様の位置付けであることを法令上明文化すること。また、社会福祉施設職員退職手当等共済制度において、同3施設の取扱いを、認可を受けた幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所と同様の取扱いとすること。
- (11) 子ども園等における看護師確保のため財源も含めた支援策を講じること。
- (12) 子ども・子育て支援新制度や各種給付金など、児童福祉分野の極めて複雑な現行制度を抜本的又は段階的に簡素化するとともに、今後の新展開の際には更なる複雑化を避けること。特に、こども家庭庁発足の際には各種制度を簡素に改正し、関係者にとってより実効性と持続性のあるものとする。また、制度設計自体の簡素化と併せて、これまで各種システム構築や制度変更の際に各所で発生してきたエラーや開発遅延を踏まえたデジタル化推進による事務負担の軽減に取り組むこと。
- (13) 支援の必要な子どもとその家族や、必要な居場所を確保するための支援も含めた、制度の狭間をつくらぬ広範囲な補助制度を創設すること。
- (14) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業について、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないように、ランニングコストに対して十分な財政措置を講じるとともに、出産・子育て応援ギフトの電子クーポン等購入に関して、広域的な運用への支援及びシステム構築等導入経費の補助期間延長等、制度の柔軟な見直しを行うこと。
- (15) 子どもや家庭に対する相談・支援などの業務に必要な不可欠な児童福祉司や児童心理司、社会福祉士など専門職の人材を地方でも確保できるよう、国において、認定資格の取得に係る条件面の見直しを図るほか、専門職の資格取得を目指す学生等への財政支援や地方で勤務する専門職の給与面など労働環境改善を図るための地方財政措置などを講じるとともに、市町村単位でなく複数の自治

- 体が連携した広域的な相談体制を構築しやすいよう、財政面及び制度面での支援を行うこと。
- (16) 学校給食費の無償化について、国として実現できるよう必要な財政措置を講じること。
  - (17) 中学校部活動を地域移行することによる学校教育への影響と対応策、担い手となる地域人材の育成・確保、費用負担の在り方などについて、各自治体の意見を踏まえた実現可能な制度設計を示すとともに、必要な財源措置を確保すること。
2. 障害者の自立と社会参加を確実に安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
- (1) 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の超過負担が生じないよう、また、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう自治体間での格差が生じない等、さらには補助率を上限に固定するなどの十分な財政措置を講じること。加えて、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付に含め義務的経費として財源を確保すること。
  - (2) 障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とするとともに、介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎に改正すること。また、介護保険対象者以外においても、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
  - (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
  - (4) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、報酬額の水準確保を図ること。
  - (5) 市町村長が行っている計画相談支援事業所(特定相談支援事業者)の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。
  - (6) 障害福祉サービス等報酬及び介護報酬にかかる地域区分について、経済・生活環境が一体的であるにもかかわらず当該区分が不均衡となり、行政間の報酬格差が生じている地域があることから、近接・近隣市における格差が発生しないよう、級地の見直しを行うこと。
  - (7) 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
  - (8) 障害児通所給付費等の支給について、国負担を引き上げること。また、費用負担に見合ったサービスの水準を確保するため、支援内容の適正化を強化すること。
  - (9) 重度障害者等への医療費助成について、全国一律の制度を創設すること。
  - (10) 精神障害者相談員制度を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定して創設すること。
  - (11) 知的障害者の定義及び療育手帳の交付等について、「知的障害者福祉法」に規定し、全国共通の制度とすること。
  - (12) グループホームをはじめとした障害福祉サービス事業所の整備及び既存住宅のグループホーム転用に係る改修等について、財政措置の充実を図ること。
  - (13) 計画相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じること。
  - (14) 常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業に係る十分な財政措置を講じること。
  - (15) 補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情に合った基準とし、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児者の補聴器購入及び人工内耳の買替えについても、全国一律の補助制度の創設又は補装具費の支給制度において対応すること。
  - (16) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。
  - (17) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、車両ごとの指定から障害

者本人を指定する方法に改める等、障害者の社会参加と負担軽減になるよう制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うとともに、電子申請等の実施により自治体の負担軽減に努めること。

- (18) 令和元年8月に一方的に行われた、有料道路の割引有効期限を障害者手帳の有効期限にする等、障害者の不利益と市町村の事務負担の増加を招く見直しを直ちに是正するよう有料道路事業者に指導すること。
- (19) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対しては、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス運賃等割引制度の適用を図ること。
- (20) NHK受信料減免制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるようNHKと協議を行い、電子申請など手続きの改善を図ること。
- (21) 日常生活自立支援事業の充実・強化を行うこと。
- (22) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。
- (23) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を都道府県が設置するよう措置を講じること。
- (24) 食事提供体制加算を恒久化すること。

3. 生活保護制度の抜本改革について、次のとおり特段の措置を講じること。

- (1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業について、国の責任において現行の国庫補助制度から全額国庫負担制度に改めること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。
- (2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、人件費及び訪問に必要な経費を含む経費を全額国が負担すること。
- (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、査察指導員の人件費補助や報告書類の簡素化及び生活保護システム・レセプト管理システムのオンライン化に伴うシステム全般の経費も補助対象とすること。
- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。
- (5) 生活保護受給者が高齢化等により成年後見制度を利用する場合の後見人への報酬に対する扶助を新設すること。
- (6) 生活保護基準に夏季加算を新設すること。

4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は自治体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。また、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書保存方式(インボイス制度)について、シルバー人材センターの運営に及ぼす影響が大きいことから、免税事業者である同センターの会員が適格請求書を発行せずとも、同センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を講じるなど、安定的な事業運営が可能となる措置を講じること。また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう、国の単独補助による助成制度を創設すること。

5. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

6. 日本学生支援機構における無利子貸付(第1種奨学金)の対象者拡大及び事業費の増額を図るとともに、給付型の奨学金制度の拡充を図ること。また、高校生等奨学給付金制度の拡充を図ること

7. 市町村が行う雇用施策について次の措置を講じること。

- (1) 就職困難者の雇用や新規雇用の創出及び労働者の失業予防や雇用安定に取り組む企業に対する奨励制度の更なる周知と拡充、手続きの簡略化を図ること。
- (2) 長時間労働やハラスメント及び雇止めなど法令違反等が疑われる事業者に対して適切な措置を講じること。また、改正労働者派遣法の効果を検証するとともに、派遣労働者の増加によるワーキングプアの問題解決のため、引き続き労働者の雇用の安定化や正社員との格差是正を図ること。
- (3) 働き方改革実行計画等に基づき、病気治療や子育て、介護等と仕事の両立を図りたいと考える労働者、さらに高齢の労働者等に対する総合的なサポート体制を早期に構築すること。

8. 成年後見制度利用支援事業について、後見人等が得られる報酬を十分確保し、被後見人等が安心して制度を利用できるよう、申立てに係る諸経費と報酬の助成基準を全国一律にするとともに、国庫補助制度から国庫負担金制度に改めること。



## 議案第4号 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化を図り、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
  - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備に当たっては、暫定2車線供用区間の4車線化の促進や沿線未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かした国家的プロジェクトの導入に向けた取組を行うなど、地域の実情等を十分に勘案し、当初予算を含めて通常の予算とは別に、必要となる予算を継続的に維持し早期に完成させること。特に供用予定を示された路線や重要物流道路に位置づけられた路線については整備を遅らせることなく、可能な限り早期の供用開始・事業化を目指すとともに、国の直轄権限事業・国土強靱化基本計画推進のため自治体が実施する地籍調査事業への支援及び必要な予算を確保すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備については、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案し、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源を創設するとともに、道路関係予算の総額を確保すること。
  - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進に当たりクラスターの整備促進に向けた積極的な取組及び北陸新幹線新駅設置に伴うJRの早期複線化・高速化をはじめとするアクセス路線等の整備に対する支援を行うこと。また、広域的な地域活性化・沿線都市のアクセス手段の多様化等のため、減便等による影響がないよう鉄道の便数、利便性を維持するための働きかけを行うとともに、JRの高速化・複線化への取組を支援すること。
  - (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援を行うこと。また、交通が著しく不便な地域の住民や単独で公共交通機関を利用することが困難な者等の移動手段確保のため自家用有償旅客運送を実施する団体に対して財政支援を行うこと。
  - (4) 大規模河川合流域を広域観光等の拠点となる河川公園として整備促進するとともに、令和7年度の万博開催を見据え、輸送手段として利用されていた河川舟運を復活し、沿川の賑わいづくりとなるような観光活用が可能な航路として整備すること。
  - (5) 道路・街路・公園等をはじめとする基幹施設の本格的な大量更新及び修繕に向け、予防保全も含め計画的かつ重点的に事業に取り組むことができるよう、各種制度の拡充・改善を図ること。また、バリアフリー基本構想等に基づく特定事業(鉄道駅舎・道路・信号機等)を計画的に推進するとともに、バリアフリー法により移動等円滑化の対象となる旅客施設・道路・路外駐車場・都市公園及び特定建築物について、一体的かつ重点的な整備が円滑に進むよう補助率の嵩上げ等の財政措置を講じること。併せて、高齢者や障害者等のニーズに適切に対応できるよう、一層の施策展開と対象事業の拡大を図ること。さらに、鉄軌道駅における施設整備に対する補助制度については、都市部においても地方部と同等の措置を講じられるとともに、鉄道事業者に対し、バリアフリー化の加速を強く指導すること。加えて、特定道路以外の道路についての安全対策、バリアフリー化に対する財政措置を拡充すること。
  - (6) JRローカル線の維持存続、利便性向上や、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた新たな協議の場を国の主体的な関与により設置するとともに、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設される「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本・沿線自治体への実効性のある支援制度を創設すること。
  - (7) 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の整備にあたっては、慎重な調査と十分な地元説明を行うとともに、沿線自治体に過度な負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の充実など、地方負担を可能な限り軽減するための支援を行うこと。
2. 地方の公共交通ネットワーク維持確保を図るため、次の措置を講じること。
  - (1) 地方における道路整備が着実に推進できるよう、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき道路整備財源を安定的に確保しながら、デジタル化等を推進のうえ、点検等に係る経費削減及び技術的助言を図ること。
  - (2) 重要な社会基盤である地域鉄道(第三セクターを含む。)が公共交通として機能するよう人材確保

支援策を確立し、鉄道事業再構築実施計画の策定に係る支援及び幹線鉄道等活性化事業の実施に対する補助制度の拡充を図ること。あわせて、我が国における将来発展の均衡を図るうえで、地域の持続的発展に不可欠の基幹インフラである地域鉄道について、地方自治体をはじめ地域の関係者等が主体となって進める再構築・維持に向けた取組みに対し、特段の支援を図ること。

(3) バス路線、及びコミュニティバス(地域巡回バス)、デマンド型交通などが公共交通として機能するよう運転手確保策をはじめとする包括的な支援体制を確立し、公共交通空白地の解消を図ること。加えて、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る、特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止すること。さらに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金についての拡充や感染症の影響で自治体の負担が増えないような要件緩和、また、フィーダー系統確保維持国庫補助金の新規要件の撤廃、車両減価償却費国庫補助金の適切な予算配分等、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。

3. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。また、旧簡易水道事業における、簡易水道事業の区域拡張が行えるよう補助制度の拡充を図ること。

4. 下水道の普及拡大、整備促進や更なる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。

(1) 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公的役割に鑑み、老朽化する既存の下水道施設の計画的な改築に係る国費負担の継続、改築事業費に係る予算の確保及び分流式下水道への繰出基準を継続すること。また、未普及地域の整備を促進するため、社会資本整備総合交付金の対象事業範囲を拡大の上、交付率及び起債充当率を引き上げるとともに、市民の安全・安心の向上を図る上で重要性の高い、下水道事業における国土強靱化等のための財源を確保すること。さらに、補助金の運用に当たっては、採択の基準を緩和し、交付金間の流用と柔軟な期間設定を可能とするなど、自治体が活用しやすい仕組みを構築し、事務の簡素化に配慮すること。あわせて、下水道は長期の整備期間が必要であることから、長期かつ低利な政府資金等で所要の地方債総額を確保し、耐用年数を踏まえた償還年数の更なる延長など、貸付条件の改善を図ること。

(2) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備推進事業に対する財政措置の拡充を図ること。

(3) 小規模施設(コミュニティプラント施設)における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を図るとともに、個人設置型合併処理浄化槽の改築等に対する補助制度の拡充・経年劣化した浄化槽の更新についての助成制度を復活すること。

5. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るため、次の措置を講じること。

(1) 老朽化した水道施設の更新・再構築、施設の耐震化や安全性強化等について、補助率の引上げなど十分な財政措置の拡充を図るとともに、補助対象事業の条件緩和や拡充、企業債発行における公的資金枠の確保と大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化、さらにはりダンダンシー向上のための施設整備における財政措置を図ること。また、電気計装設備、水質分析機器、監視整備設備等、耐用年数の短い設備更新事業に対する補助金制度を創設すること。

(2) 事業統合後の上水道事業における高料金対策に要する経費、統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費、及び事業統合後に実施する建設改良に要する経費に対する繰出金について、基準の緩和により拡充するとともに、感染症対策等として料金の減免を実施したことによる基準緩和も図ること。加えて簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を過疎対策事業債・辺地対策事業債の対象に拡充すること。また、統合後の簡易水道事業や飲料水供給施設及び簡易給水施設への増補改良事業・基幹改良事業に対する国庫補助制度の復活と採択要件の緩和等、補助制度の拡充を行うこと。

- (3) 水道事業の経営健全化のため、生活基盤施設耐震化等交付金及び水道施設耐震化等事業について、国予算の十分な確保及び採択基準の撤廃や交付率の引上げを図るとともに、起債の借換制度の条件緩和を図ること。また、道路法改正に伴い、道路占用している水道管路の維持管理に関し財政支援を講じること。
  - (4) 将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。
  - (5) 工業用水道事業補助金については、現在の単年度補助採択ではなく、複数年での補助採択の復活と、採択条件の見直しを図ること。
  - (6) 鉛の水道水質基準の強化に伴い、基本的対応策として鉛製給水管の布設替えを促進するため、水道管路耐震化等推進事業について、給水管も対象とするよう補助対象範囲の拡大及び補助率の引き上げを図ること。
  - (7) 水道事業の広域化を推進するため、水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業に係る採択基準及び対象施設を緩和すること。
  - (8) 過疎地域の水道事業においては、維持管理経費のうち、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援を実施すること。
6. 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減を図ること。
  7. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること
  8. 社会資本整備総合交付金については、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を講じること。
  9. 社会体育施設・文化系施設の改修等に係る財政支援措置を拡充すること。さらに、地方創生の観点等からも既存の公立スポーツ・文化施設等の大規模改修工事に対する財政措置を講じるとともに、スポーツ施設(運動場を含む。)の機能強化に係る支援制度を創設すること。また、施設の建替・改修・取壊の際に必要となるアスベスト除去工事について、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物アスベスト改修事業着手期日の更なる延長を図ること。
  10. 公共用地取得に関する明確な基準、特に市街地から離れた場所で施設整備等を行う際の法令等を国において整備すること。
  11. 老朽化した空家を解体する上で、自治体を実施する補助金を活用したとしても、低所得者層においては自己負担分を捻出することが現実的に難しいことから、国において財源や支援制度の拡充等、必要な措置を講じること。
  12. 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に万全に対応するとともに、各種インフラ整備など国土強靱化の最前線を担う、地方整備局の人員体制の抜本的な確保、充実、強化を図ること。

## 議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 南海トラフ巨大地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、国土強靱化基本計画に基づき、既存建築物の耐震化・不燃化等、安全対策促進に関するハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、関連情報発表時に避難所の確保を市町村が行うとされているが、その運営に係る財源も早期に確保すること。また、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施し、自治体の行う津波災害対策に財政支援を講じること。加えて、太平洋側を中心とした大規模災害が発生した場合におけるリダンダンシー機能を充実させるため、日本海側に防災拠点港を整備すること。また、国土強靱化を目的としたエネルギーセキュリティ・インフラ向上のため、日本海と太平洋側を結ぶ「広域ガスパイプライン」及びLNG受入基地の整備について、国が主導的な役割を發揮すること。
  - (2) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じるとともに、大規模災害時に強い情報通信基盤の整備を図ること。また、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく防災工事等について、十分な財政及び技術支援を行い、国庫補助事業の採択要件を拡充すること。
  - (3) 公立学校・幼稚園・認定こども園施設の耐震化を推進するため、防災機能強化学業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図るとともに、トイレ改修やLED照明への更新等に係る学校施設環境改善交付金について、十分な予算の確保を図ること。さらに、公立等保育施設の耐震化について補助制度を創設すること。また、バリアフリー化や既存のごみ焼却炉の撤去等、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、児童生徒の安全を守る立場から必要な財政支援を行うこと。
  - (4) 津波・高潮の被害を確実に防ぐため、防潮(波)堤・防潮水門及び護岸の整備について、更なる予算の確保と、早急な整備等を講じること。
  - (5) 計画規模を超える降雨や局地的豪雨による河川等の氾濫、洪水から住民を守るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の下、十分な予算を確保した上で、抜本的な治水対策を推進するとともに、堰堤築造等の砂防事業・治山事業・総合治水対策への財政措置の拡充や採択要件の緩和、民間事業者への税制上の優遇措置の要件緩和を図ること。また、自治体が実施する雨水貯留浸透施設及び防災調整池の維持管理も含めた内水対策の抜本的な強化のため十分な財政措置を講じること。さらに、土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業への支援の拡充、土砂災害特別警戒区域におけるハード対策の計画的な実施、区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度の拡充及び区域外の農地に居宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和を行うこと。
  - (6) 「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「損害割合が30%未満の半壊・準半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。また、円滑かつ迅速な広域避難を実施するための地方公共団体等の事前協定について、総合調整を行うこと。
  - (7) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に推進し、「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫事業債」の恒久化、対象事業の拡充及び総額の増額を図ること。また、洪水浸水想定区域にある防災拠点施設である消防本部等の移転についても対象とする等、対象事業の拡充を図り、総枠を増額すること。
  - (8) 消防団員の安全確保や機動力強化を図る装備等の充実、消防車両、消防防災水利施設の整備に係る財政措置を拡充すること。
  - (9) 中小企業強靱化法に定める中小企業等への補助金支援について、工場棟等の耐震化費用を補助対象とすること。

2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 原子力発電所については、原子力規制委員会による新規制基準に基づく厳格な審査が逐次行われており、電力の安定供給や脱炭素化への貢献、事業者による自主的な安全性向上の取組みなどをみて、40年超となるような施設を含め再稼働に至っている原子力発電所もあるが、政府では、運転期間のさらなる延長を可能にすることが検討されている。国において自治体の地域防災計画の実効性について、継続的に検証を行い災害発生時の対応がより確実に行われるよう支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が主導して積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。
- (2) 「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)における住民の避難先や避難に必要な各種交通手段の確保と避難経路となる主要幹線道路や港湾施設等のインフラ整備による避難対策、モニタリングカーの追加配備等によるモニタリング体制の強化、避難退域時検査場所の整備や確保、通報体制等の整備、デジタル技術を活用したシステムの構築など、原子力防災対策には国が主体となって取り組み、最大限の支援措置を講じること。併せて、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うとともに、安全協定については、新規制基準適合に伴う稼働等に関し、UPZ圏内の周辺自治体の事前了解を必要とする協定が締結されるよう電力事業者に働きかけること。さらに、広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に即応的な態勢が図れるよう、TV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。また、原子力発電所に近接する自治体においても、適切な財源対策を講じること。なお現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
- (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方策を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること。
- (4) UPZ圏外であっても、地域防災計画を策定している自治体については、UPZ圏内に準じた措置を講じるとともに、UPZ圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。
- (5) 地域の実情を踏まえたUPZ圏内における安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。さらに、原子力防護資機材及び感染症拡大防止資機材について、早急に適切な財源対策を講じること。
- (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などのインフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。
- (7) 再稼働に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。PAZ区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に法令上の「同意権」を付与すること。

3. 再生可能エネルギーの利用拡大等について、次の対策を講じること。

- (1) 自然環境、景観、生活環境、防災の観点から、太陽光発電施設の設置に係る法整備を行い、安全性の確保や施工管理に関する基準等を整備すること。併せて、発電事業終了時の設備の放置・不法投棄を防止するため、発電事業者による太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを



作ること。

(2) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設するとともに、バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。

4. 桂川・宇治川・木津川流域及び由良川流域において、近年甚大な被害が生じており、これら河川の溢水・氾濫防止のための堤防強化・樋門整備・河道掘削等並びに小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。また、上流ダム群の連携した運用等により下流域の洪水調整を図ること。

5. 災害が頻発、激甚化する近年、自治体の置かれている状況を踏まえ、災害復旧事業の国庫負担金に係る予算の標準的な復旧進度について柔軟な対応を行うこと。併せて、国庫負担を除く地方負担分に対する起債制度を拡充すること。

6. 通学路及び生活道路の交通安全対策に対する更なる支援を促進すること。

## 議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
  - (1) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」「脱炭素社会」の実現に向けた国の「地球温暖化対策計画」と「エネルギー基本計画」に基づき、電力の安定供給確保を含め、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの主力電源化と建築物の省エネルギー性能の向上を加速させる具体的施策を早急に講じるとともに、国と地方の連携・役割分担により、法規制・義務化や革新的技術の開発など、長期的・戦略的な取組みを行い、パリ協定の目標達成に向けた積極的支援策を打ち出すこと。あわせて脱炭素先行地域だけでなく、自治体が地域の実情に応じ取り組む多様な再生エネルギー・省エネルギー事業に対して柔軟に財政支援を行うこと。また、ゼロエミッション車(ZEV)を中心とする電動車の普及促進に向け一層の研究開発を進めること。
  - (2) 環境に関わる全ての数値情報等を簡単に入手可能となるよう、国において情報集約のうえ基盤を整備するとともに、人的支援及び財政支援を確実に実施すること。
  - (3) バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、軽油混合時の軽油引取税の免税を行うとともに、原料となる廃食用油等の回収に取り組む自治体や事業者に対する支援を行うこと。
  - (4) 地球温暖化防止対策を促進するため自治体が行う他国友好都市などとの連携や技術支援活動に対する支援も行うこと。
2. 企業誘致事業に対する固定資産税の減収補填措置のみならず、物価上昇に伴う資材高騰等影響を考慮し、企業立地のニーズが高い地域において土地利用に係る諸制度を市が主体的かつ弾力的に運用できるよう、国県のワンストップ対応窓口を設置するとともに、企業用地・事業用地の造成や整備、また、アクセス整備や誘致企業に対する助成等の財政負担に対して支援の充実を図ること。加えて、地方データセンター拠点などの推進を図るための自治体支援やインフラ整備を進めること。
3. 鳥獣被害防止総合対策交付金(緊急捕獲活動支援事業)について、十分な財政措置を講じること。さらに、狩猟者が減少し、負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用促進及び通信費等、維持管理に係る財政支援及びシステム整備を図ること。また、増加している生活環境の被害対策のため、農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。加えて野生イノシシの豚熱感染拡大防止を図るための消毒等の防疫措置に係る財政支援等の条件緩和、及び検査機関の拡充並びに豚熱発生時の防疫措置等の明確な解除基準の設定及び早期の解除に向けた取組みを推進すること。
4. 強風や豪雨による自然災害が原因で、桃のせん孔細菌病が多発し、収穫期を迎えた果実に甚大な被害を及ぼすことから、特効農薬と耐病性のある品種の早期育成について、積極的に開発するなど対策を講じること。また、クビアカツヤカミキリのまん延防止のため、総合的な防除対策の確立と産地への支援策の強化を図ること。
5. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。また、施設の解体工事については、多くの自治体が新施設稼働後に既存施設を解体撤去しているため交付対象とならないことから、全ての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。さらに、海岸漂着ごみ(台風災害等を含む)の回収・処理及び処理施設整備についても、必要な財政措置を講じるとともに、国外からの漂着物については、その根絶に向け実効性のある対策をとるよう関係国に強く要請すること。
6. 「廃家電」・「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確に

- し、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築するとともに、次の措置を講じること。
- (1) リサイクル費用について、販売時費用回収方式(前払式)または製品価格上乗せ(内部化)を実施すること。また、飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産・流通・回収等を促進するシステムを構築すること。併せて、不法投棄監視パトロールについて助成を行うこと。
  - (2) プラごみ分別回収拡大について、収集運搬費や中間処理に係る経費が増大しないよう、生産・流通業者に一定の負担を課す仕組みを構築すること。
  - (3) リチウムイオン電池を含む電子機器の廃棄について、メーカーや販売事業者に引取義務やメーカーへのリチウムイオン電池を容易に分離できる設計の義務づけを課す等により、安全かつ適正に処理する制度を法制化すること。
  - (4) 低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理体制の充実・多様化を図るとともに、処理費用等に対する助成制度を創設すること。
7. 市民生活の安全・安心を確保するための防犯灯や防犯カメラの整備・管理について、自治体の負担軽減が図られるよう新たな補助制度の創設や財政措置を講じること。
8. 市民が安心して消費生活相談ができるよう専門相談員等を任用するなど、地方消費者行政強化交付金(推進事業)を自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置とするとともに活用期限を廃止すること。
9. 橋梁・道路等の老朽化対策として、維持管理・更新に対する財政措置及び技術支援を図り、次の措置を講じること。
- (1) 橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新・定期点検が円滑に実施できるよう、また、通学路をはじめとする生活道路等の整備も拡充できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的な確保を図るとともに、従前どおり市道舗装修繕(舗装構成一層)に対し同交付金を充当すること。加えて、道路橋等点検業務化に対する地方負担の財政措置の拡充、及び点検の簡略化など負担軽減措置を講じること。
  - (2) 学校施設の改築、老朽化対策・長寿命化及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備等について、財政支援の充実とともに、高断熱化・LED照明をはじめとする脱炭素化の取組に対する支援の拡充を図ること。また、長寿命化改良事業については新たに創設された予防改修事業建築年数要件の撤廃等含め、事業費補助及び補助単価の充実並びに柔軟な制度運用を図ること。加えて、学校施設の大規模改修等に関し、学校施設環境改善交付金における配分基礎額の見直しや、補助単価・補助率等の引上げ及び交付金の適切な予算措置と採択を行うこと。併せて、学校施設の再編整備等に係る公立学校施設整備費負担金事業の財政支援の拡充並びに要件緩和を行うこと。さらに、学校規模適正化等により統合する場合の学校(園)の土地・建物などの財産処分については、補助事業完了後10年未満の場合においても、その用途に関わりなく補助金の返還を要しないものとするよう、財産処分手続きの弾力化・簡素化及び国庫納付金免除範囲の拡大等の措置を講じること。
  - (3) 公共施設等適正管理推進事業債について、現在交付税措置の対象となっていない除却事業についてもその措置がなされるよう財政支援の拡充を行うこと。
  - (4) インフラ長寿命化による農道橋及び林道橋点検に対する、地方負担の財政措置の拡充を講じること。
  - (5) 学校統合に伴って既存施設を改修する際に交付される学校施設環境改善交付金について、統合前の整備だけではなく、統合後の整備についても交付の対象とすること。
  - (6) 学校給食施設の新築・改築・設備の修繕・更新等について、国庫補助予算額の確保及び財政措置の拡充を図ること。
  - (7) 学校施設の安全性を高め、改築や長寿命化を計画的に進めるための専門家の助言や派遣制度を創設すること。

10. 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各種施策等については、国主体による着実な実施を進めるとともに、地域の実情や課題等に応じた適切なフォローアップを行うこと。また自治体の実施する日本語教室や各種相談、行政情報の多言語化等、多文化共生を推進する取組に対し、財政措置の拡充など更なる支援を行うこと。
11. 夜間中学校における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を図ること。
12. 自治体の実施した発掘調査で出土された土器等の遺物を保管する埋蔵文化財収蔵庫の慢性的不足を補うため、収蔵庫の建築・改修等に対する支援及び維持管理に対する財政措置を図ること。
13. 地域農業の担い手確保のため、新規就農支援対象者の独立・自営就農時年齢を原則 50 歳未満から 65 歳未満に引き上げること。
14. 世界的に不足している半導体部品の国内サプライチェーンの強化及び国内での安定供給に関し、対策を講じること。

## 議案第7号 新型コロナウイルス感染症対策等について

新型コロナウイルス感染症によって国民生活・経済活動に甚大な被害が生じている中、都市自治体においては、医療、保健衛生、教育、福祉、地域経済、雇用、市民生活の支援をはじめ多くの分野で対策に取り組んでいるが、ウクライナ情勢の悪化などにより、物価・原油価格の高騰が国民生活に追い打ちをかけ、更なる効果的な支援策が必要となっており、各種施策を実施するにあたり、地方の一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、次の事項に積極的な措置を講じること。

### 1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等について

新型コロナウイルス感染症や国際情勢の変化に伴う原油価格・物価高騰対策に要する経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等において、引き続き積極的に措置すること。

### 2. 医療提供体制の充実等について

- (1) ワクチン接種事業については、自治体の負担が生じないよう引き続き全額国費により実施すること。
- (2) 過疎地・へき地においては、医師不足により、現在のコロナウイルス感染症や今後の新興感染症の感染拡大時に、一般患者に加えて対応に当たる医師や看護師等の医療従事者の確保が困難であるため、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応が図れるよう制度を構築すること。また、感染者が多数発生した場合、重症患者の病院間の搬送に必要な感染防止資機材や搬送に係る車両・人員等の体制強化について十分な財政措置を講じること。
- (3) 現状の新型コロナウイルス感染症及び今後の感染拡大時等に、都道府県からの要請等により病床等を確保した医療機関に対し十分な財政措置を講じること。
- (4) 感染症の影響から受診控え等による深刻な経営悪化となった場合の減収補填を図れる制度を構築しておくこと。
- (5) 救急現場においては、急激な感染者の増加に対応できる救急体制を構築する必要がある。特に、医療が逼迫した際にも搬送困難例が発生しないような措置や、多発が予想される場合には臨時の医療施設を必要な医療圏に設置するなど柔軟な対応が行える体制を構築すること。また、今後の感染症対策を見据え、特に市民の生命身体を守ることに直結し、有効性が示されている資機材の導入を促進するため補助対象を拡大すること。
- (6) 感染者の円滑な入院受け入れや発熱等の有症者が迅速に相談・受診・検査ができる体制の確立のため、医療機関や保健所等の充実を図り、クラスター発生を抑える対策を行うために必要な支援策を講じること。また、感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成の推進、公衆衛生医師の計画的な育成の推進などにより医療機関や保健所等の体制充実を図ること。
- (7) 従来株より感染力が強いオミクロン株が急拡大し、自宅療養が急増した経過を踏まえ、電話診療、リモート診療、訪問診療や症状悪化の際の迅速な入院措置が重要であることから、自宅療養者の療養体制支援・強化につながる財政支援策を講じること。
- (8) 現在行っている経口薬の買上げ及び医療機関等への提供に最大限の支援を行うとともに、あらゆる年齢層に投与可能で、確実に十分な効果が期待できる経口薬の開発と安定的な供給に向けて製薬会社等に必要十分な支援を行うこと。加えて、今般処方が始まった国産初の経口薬について、その服用が必要な患者に対し十分な量を確保するとともに、更には、より効果が高く、広い範囲の患者が服用できる経口薬の研究開発に要する予算も確保すること。
- (9) コロナ禍で苦しむ生活困窮者等が受診やワクチン接種をためらい、その結果、感染が拡大するような新たな負のスパイラルは回避すべきであることから、従来の類型の枠にとらわれることなく、当面の間こうした費用を公費負担とするなど、段階的に移行すること。



(10) インフルエンザとの同時流行をできるだけ抑えるためにも、インフルエンザ予防接種の対象者の年齢拡大や費用負担の軽減について、国において検討すること。

### 3. 教育・福祉等について

- (1) 休業等や景気の減退などによる収入減少に伴い、増加する生活保護費や住居確保給付金等について、十分な財政措置を講じること。併せて、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金特例貸付等について、食料品やエネルギー等の価格高騰などの影響が続き、今なお厳しい生活下にある借受人に対し償還免除を確実に実施するとともに対象を拡大すること。
- (2) 国民健康保険や介護保険の保険料について、低所得者への軽減措置に対する更なる財政措置を講じるとともに、利用者負担の軽減策を抜本的に検討し、国費による恒久的な対策を構築すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料等の減免及び傷病手当金の支給に対する財政支援については、その影響がなくなるまで制度を継続し、令和4年度と同様に全額国費で対応すること。加えて、新型コロナウイルス感染症関連の医療費が増加していることから、制度設計に責任を持つ国において必要な措置を講じること。
- (3) 障害者施設や介護施設、訪問介護等の事業所は、休業等が困難な中、3密を避けることも難しく、人材確保や報酬面、ICTを活用した運営等が課題となっており、運営継続に向けた更なる支援策を講じること。
- (4) 支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、緊急事態にも十分対応できる体制を構築するため、体制強化及び活動の充実に必要な支援制度を構築すること。
- (5) 教育環境では、今後もタブレット端末の保守・更新をはじめ、ソフトウェア利用や全児童生徒の同時接続を考慮したネットワークの安定化、家庭での利用環境確保のための通信費等の恒常的な負担、児童生徒、教職員のICT活用推進のためのICT支援員の配置等に向け、財政措置を拡充すること。
- (6) コロナ禍の下で新しい生活様式に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう幼稚園、小・中学校における衛生面や感染症予防に関する国の支援により、感染対策に必要な備品等の充実が図られてきたところである。今後も引き続き情報提供及び、人的措置や安全安心に修学旅行等を実施するための財政措置など自治体における取組に支援策を講じること。さらに、心理的なストレスを抱えている子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラー補助事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業補助金の充実を図ること。
- (7) 学校給食については、コロナ禍において食材価格の高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや分量を保ちつつ実施するために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設された「コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分」及び「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の財政措置を引き続き行うこと。
- (8) 出産や育児への不安が増大しており、出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (9) ひとり親家庭をはじめ経済的な影響の長期化が懸念されるため、児童手当や児童扶養手当受給世帯への更なる支援策を講じること。
- (10) 保育所や放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業実施施設)に対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び保健衛生関連に引き続き必要な財政措置を講じること。
- (11) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じること。
- (12) 教室の密を防ぐため、小中学校の1学級上限人数を30人以内とするとともに、その実現のために必要な教員及び教室の確保を図ること。また、児童生徒の実態や少子化による複式学級の設置等、地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう定数の更なる確保・充実を図ること。
- (13) コロナ禍による自殺を防ぐための総合的な施策とともに、「誰も取り残さない」を中心に据えるSDGs推進の上でも非常に深く根底に関わるテーマであることから、国民のいのちを自殺から守

るための国の強い姿勢、宣言を、「いのち支える緊急自殺対策」など総合的な施策とともに、しっかりと打ち出すこと。また、自殺対策に特に深く関わる厚生労働大臣や文部科学大臣が連名で、全国の知事や市町村長に対して、令和4年10月に見直しが行われた自殺総合対策大綱の実行に向けて、国と自治体が連携を更に強化して取り組むようメッセージを発すること。

- (14) 地域自殺対策強化交付金の補助率を、相談事業、民間企業と連携したSNS等を活用した啓発事業、地域の関係機関のつなぎ役を担う専門職の配置を含め、広く10分の10とすること。
- (15) 地域ごとの最新の自殺関連動向を踏まえた対策を自治体が機動的に推進できるよう、国において、各地域の自殺の実態を既存データや相談機関に寄せられた声等を基に分析し、その結果を自治体に提供すること。また、首長をはじめとする自治体関係職員が自殺対策についての理解を深められるよう自殺対策をテーマにしたオンライン研修の開催やeラーニング教材等の開発・提供を行うこと。あわせて、自殺対策の現場を担う市町村への支援強化として、都道府県においては実務的な責任者の指名・配置を含めた、対策担当の連携の枠組みを新たにつくるとともに、国はそれらに必要な財政措置を図ること。
- (16) 自殺リスク要因でもある失業、住居喪失等に対する総合的な支援について抜本的な充実を図ること。また、社会的に弱い立場に置かれている人への生活支援、心のケア等を強化するとともに、こども家庭庁において、こどもの自殺対策専任管理職の配置を行い、こどもの自殺に関する多角的な実態分析・対応の推進、ITを活用した自殺リスク早期察知のためのツールを全学校に配備するなど、「生命の尊さ」に関する諸啓発・相談機能の充実を含んだこどもの総合的な自殺対策の徹底、推進を図ること。
- (17) 医療・保健・福祉関係者等が、過重労働や不当な差別的言動等により自殺に追い込まれることがないように、総合的な支援策を講じること。
- (18) 社会に与える影響が大きい芸能人等の自殺に関するマスコミ報道のあり方について実効ある対策を推進すること。
- (19) 自殺対策の最前線である自治体の相談窓口における総合的な対応力向上のため、自治体相互あるいは民間の支援団体等と日常的に繋がっているネットワーク化を、国において体系的に整備・推進すること。

#### 4. 地域経済等について

- (1) コロナ禍からの経済回復が十分でない中、原油価格・物価高騰等の世界情勢の不安定化が加わって景気回復が遅れ、事業者によっては危機的状況が継続していることから、引き続き経済・雇用対策も含めた一層の支援施策を講じること。休業要請等を行う場合は、直接的に事業活動が制限される飲食店等に対して迅速に補償が行われるよう必要な施策を講じること。また、融資返済の据置期間満了後の倒産を防ぐため、無利子・無担保融資をはじめ、新型コロナウイルス感染症を契機に創設された融資制度等に関する新たな借換保証制度について当面の間は継続するとともに、同制度の利用要件を満たさない事業者についても、返済期間の延長等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応がとられるよう徹底すること。また、既往債務の条件変更に伴う信用保証料に対する補助を実施すること。
- (2) 「都市集中型社会」から「地方分散型社会」への転換を図り、国として感染症に対応できる未来型の持続可能な経済システムを構築するため、国内で代替生産を行う企業等への支援制度の創設や、感染症リスクの低い地方都市をターゲットに、国内自給率を高めるための農業振興及び生産現場の国内回帰の推進や、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた企業の新たな拠点等の進出を推進すること。
- (3) コロナ禍の多大な影響が3年以上継続し、このための社会経済対策などが最優先され、さらに昨年以來のエネルギー・材料等高騰の状況が加わる中で、ウイズ・ポストコロナの地方創生の本格的なスタートにあたり、この間の多大な災害的な影響を少しでも緩和・解消するため、過疎債の適用対象拡大も含めた有利な地方債の抜本的拡充を行うとともに、全国大半の合併自治体にとって近く終了を迎える合併特例債後の継続的な財源確保策の創設等を図ること。

- (4) 国内造船企業が持続的に維持・発展していけるよう、各企業が行う設備投資や新たな事業展開への支援、海運企業の国内調達比率増加の推進、官公庁船の新たな発注方式の導入等、必要な施策を講じること。
- (5) 観光振興に関し、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえる中で、国内旅行の需要喚起のためポストコロナ社会に向けた施策を講じること。
- (6) 外航クルーズ客船や国際フェリーに対して、感染症発生時のガイドラインに基づき、迅速かつ確実な検疫体制の確保等により旅客及び住民に対する安全・安心の管理体制を十分強化した上で、国内外プロモーション、船社招聘事業及び乗客船へのPR等、港を活用した交流人口の回復、増大に向けた取組への支援を実施すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した地域公共交通の持続可能な運営に向けて必要な支援を行うとともに、経営が悪化した公共交通事業者に対し、ウイズコロナも見据えた地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を拡充する等、財政支援を図ること。
- (8) 米消費の減少による米価下落に対して、米穀の需給と価格の安定を確保するため、生産調整の推進及び備蓄米の機動的な運営施策を講じるとともに、水田の有効活用による自給率向上も視野に主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について積極的な施策を講じること。
- (9) 市町村の雇用施策について継続的な財政措置を講じるとともに、就職困難者や異業種への転換、就労形態の変化に対応できるよう、総合的なサポート体制を早期に構築すること。
- (10) コロナ禍での原油価格・物価高騰からの経済及び社会活動の復興のため、国家財政の出動の在り方、将来に向けた財政政策の機能・運営の在り方の評価とともに、成長と分配を安定的に行えるマクロ政策的な目標等について総合的に検討と必要な見直しを加え、「財政赤字累積への社会的不安の解消」と「財政機能を十全・持続的に活用した本格的な成長と分配」を実現すること。
- (11) 令和5年10月のインボイス制度の開始や物価の高騰等、企業のコスト上昇が続く中、適切な価格転嫁が行えるよう、監視を行う公正取引委員会等の機能強化と合わせて、消費者、企業、全てが適正な価格転嫁を受容する環境づくりを推進すること。
- (12) 農業資材、燃油、肥料、飼料などの価格高騰に対する農業者への支援について、農機具等の燃料や畜産の飼料については財政支援などの対策を継続的に講じるとともに、国のセーフティネット制度による支援のない肥料や資材については、支援制度を創設すること。また、需要と供給により相場が形成される農畜水産物は、生産コストが販売価格に反映されにくいいため、生産資材などコスト上昇分を販売価格に転嫁できる仕組みの構築を図ること。さらに、農業者の経営規模や生産額に応じた柔軟な補助率の設定や、影響をより強く受けている地域の中核となる農業者への支援を手厚くするなど、既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。

## 5. その他

- (1) 感染症対策及び物価高騰対策の実施に当たっては、各自治体の創意工夫に任せるだけでなく、国の責任において、画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供をすること。
- (2) 令和4年度に内閣官房が公募・実施するウイズコロナ時代を見据えた下水サーベイランスの技術実証・導入事業が実施されたが、令和5年度以降については、国の所管組織や財政的支援について不透明な状況であり、財政確保に苦慮しているため、省庁における所管の速やかな決定と早急な国の支援充実を行うこと。